

## 修正点について

## 1 主な修正

「犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令案」について下記のとおり修正しました。

1	意見募集時の案	修正後
	<p><b>【新規則第6条第1項第3号ニ※】</b>            (前略) (当該法人の代表者等が当該顧客等を代表する権限を有する役員として登記されていないときは、(後略)            ※ 修正により、新規則第6条第1項第3号ロとなりました。</p>	<p><b>【新規則第6条第1項第3号ロ】</b>            (前略) (当該法人の代表者等 (当該顧客等を代表する権限を有する役員として登記されていない法人の代表者等に限る。)) と対面しないで当該申告を受けるときは、(後略)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>御意見を踏まえ、法人の代表者等 (役員以外) が対面により行う取引時確認について、転送不要郵便が不要となるよう、新規則を修正します。</p> </div>

2	意見募集時の案	修正後
	<p><b>【新規則第6条第1項第3号ホ※】</b>            (前略) (以下「公表事項」という。)を確認し、かつ、当該顧客等の本店等に宛てて、取引関係文書を書留郵便等により、転送不要郵便物等として送付する方法            ※ 修正により、新規則第6条第1項第3号ハとなりました。</p>	<p><b>【新規則第6条第1項第3号ハ】</b>            (前略) (以下「公表事項」という。)を確認する方法 (当該法人の代表者等と対面しないで当該申告を受けるときは、当該方法に加え、当該顧客等の本店等に宛てて、取引関係文書を書留郵便等により、転送不要郵便物等として送付する方法)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>御意見を踏まえ、法人の代表者等が対面により行う取引時確認について、転送不要郵便が不要とな</p> </div>

	るよう、新規則を修正します。
--	----------------

3	意見募集時の案	修正後
	<p>【新規則第6条第1項第1号ヌ】 次の（1）又は（2）に掲げる取引を行う際に（後略）</p>	<p>【新規則第6条第1項第1号ヌ】 次の（1）若しくは（2）に掲げる取引又は当該顧客等との間で（2）に掲げる取引と同時に若しくは連続して行われる令第七条第一項ム若しくはホに掲げる取引を行う際に（後略）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>同一の顧客等との間で、施行令第7条第1項第1号リに掲げる取引と同時に又は連続して行われる同号ヌ若しくはホに掲げる取引については、新規則第6条第1項第1号ヌの方法による本人特定事項の確認が可能となるよう、新規則を修正します。</p> </div>

## 2 その他

新規則の以下の条文について、技術的な修正をしました。

（第1表関係）

第6条第1項第1号ト柱書及び第3号

第6条第2項

第6条第3項

第6条第4項

第14条第1項第2号イ及びロ

第19条第1項第2号ロからチまで

第20条第1項第5号及び第8号から第10号まで

（第2表関係）

第6条第1項第1号リ及びヌ（1）並びに第3号

第6条第2項

第6条第4項

第14条第1項第2号イ及びロ

第19条第1項第2号ホ、チ及びリ

第20条第1項第5号